

じゅうようじこうせつめいしょ
重要事項説明書

えんたきのうがたじぎょうしょ
うぶみ苑多機能型事業所

しゅうろうけいぞくしえんえいがた
(就労継続支援 A 型)

えんたきのうがたじぎょうしょ
うぶみ苑多機能型事業所

しゅうろうけいぞくしえんえいがた
(就労継続支援A型)

あなたに対する就労継続支援A型サービス提供開始にあたり、厚生労働

省令に基づいて当事業所があなたに説明すべき内容は次の通りです。

1. サービスを提供する事業者

めい しょう 名 称	しゃかいふくしほうじん とっとりふくしかい 社会福祉法人 鳥取福祉会
しょうざいち 所在地	とっとりけんとっとりしまとぼ ちょうめ ぼんち 鳥取県鳥取市的場2丁目1番地
でんわばんごう 電話番号	0857-51-7272
だいひょうしやしめい 代表者氏名	りじちょう まつしたとしひこ 理事長 松下稔彦
せつりつねんげつ 設立年月	しょうわ ねん がつ 昭和53年7月

2. 利用施設

じぎょうしょ しゅるい 事業所の種類	していしゅうろうけいぞくしえんえいがた 指定就労継続支援A型
じぎょうしょ めいしょう 事業所の名称 じぎょうしょばんごう (事業所番号)	うぶみ えんたきのうがたじぎょうしょ (3110101023)
じぎょうしょ しょうざいち 事業所の所在地	とっとりけんとっとりしこやまにし ちょうめ 鳥取県鳥取市湖山西1丁目516-3
でんわばんごう 電話番号	0857-28-5741
かんりしゃ 管理者	たにぐち しんいち 谷口 伸一
サービス管理責任者	なかむら あきこ 中村 亜希子

サービスの実施地域 じっしちいき	とっとりし 鳥取市		
主たる対象者 しゅ たいしょうしゃ	知的障がい者 ちてきしょう しゃ	定員 てい いん	10名 めい
開設年月日 かいせつねんがつび	平成23年4月1日 へいせい ねん がつ び		

3. サービスの目的・運営方針 もくてき うんえいほうしん

目的 もく てき	<p>通所による雇用契約等に基づく就労の機会を提供する つうしょ によつて こようけいやくとう もと しゅうろう きかい ていきょう</p> <p>とともに、一般就労に向けた知識、能力が高まった者につ いっばんしゅうろう む ちしき のうりよく たか もの</p> <p>いて、一般就労への移行に向けて支援します。 いっばんしゅうろう いこう む しえん</p>
運営方針 うんえいほうしん	<p>関係法令を遵守し、他の社会資源との連携を図った適正且 かんけいほうれい じゆんしゆ た しゃかいしげん れんけい はか てきせい か</p> <p>つ、きめの細かな就労継続支援A型のサービスを提供 こま しゅうろうけいぞくしえんえいがた ていきょう</p> <p>します。</p>

4. サービスに係る施設・設備等の概要 かかわ しせつ せつびとう がいよう

(1) 施設 し せつ

建物 たて もの	構造 こう ぞう	鉄骨平屋建1棟 軽鉄骨平屋建1棟 てつこつひらやだて とう けいてつこつひらやだて		
		木造平屋建2棟 もくぞうひらやだて とう		
	敷地面積 しきちめんせき	1,904.5 m ²	延べ床面積 のべゆかめんせき	779.52 m ²

(2) 主な設備 おも せつび

設備 せつ び	部屋数 へやかず	設備 せつ び	部屋数 へやかず
機能訓練室 きのうくんれんしつ	1室 しつ	食堂 しょくどう	1室 しつ
調理実習室 ちょうりじっしゅうしつ	1室 しつ	厨房 ちゅうぼう	1室 しつ

きぎょうしつ 作業室	しつ 4室	こういしつ 更衣室	しつ 2室
いむしつ そろだんしつ 医務室・相談室	しつ 1室	シャワー・よくしつ シャワー・浴室	しつ 3室

5. サービス提供職員の設置状況

しよく しゅ 職 種	いん すう 員 数	しよくむないよう 職務内容
かんりしゃ 管理者	めい じょうきん 1名（常勤）	じゅうぎょういんおよびぎょうむ かんりとう 従業員及び業務の管理等
かんりせきにしや サービス管理責任者	めい じょうきん 1名（常勤）	かんりぜんぱんとう サービス管理全般等
しよくぎょうしどういん 職業指導員	めいじょう せんじゅう めい 1名以上（専従1名）	しよくぎょうくんれん かん しえんとう 職業訓練に関する支援等
せいかつしえんいん 生活支援員	めいじょう せんじゅう めい 1名以上（専従1名）	にちじょうせいかつじょう しえん 日常生活上の支援

(ア) サービス提供職員の勤務時間

8：30～17：15

(イ) 営業日と営業時間

○営業日：月曜日～金曜日（国民の祝日及び冬季休暇12月29日～1月3日の

間は休業）＊利用者負担は要した費用の1割。

委託先の依頼等で土曜日も含まれる場合もある。

○営業時間：8：30～16：30まで

6. サービス提供の内容

(1) 訓練等給付費対象サービス内容

しゆるい サービスの種類	ないよう サービスの内容
そろだんおよ えんじょ 相談及び援助	りょうしやおよ かぞく きぼう せいかつ りょうしや 利用者及びその家族が希望する生活や利用者の

	<p>しんしん じょうきょうとう はあく できせつ そうだん じよげん 心身の状況等を把握し、適切な相談、助言、</p> <p>えんじょうとう おこな 援助等を行います。</p>
<p>くん れん 訓練</p>	<p>いっばんしゅうろう ひつよう ちしき のうりよく こうじょう 一般就労に必要な知識、能力の向上のための</p> <p>ひつよう くんれん おこな た べんぎ できせつ 必要な訓練を行います。またその他の便宜を適切</p> <p>こうかてき おこな かつ効果的に行います。</p>
<p>じっしゅうおよ 実習及び</p> <p>きゅうしよくかつどうとう しえん 求職活動等の支援</p>	<p>こうきょうしよくぎょうあんていじよ しょうがいしゃしゅうろう せいかつしえん 公共職業安定所、障害者就労、生活支援</p> <p>せん た ーとう かんけいきかん れんけい と しょくば センター等の関係機関と連携を取りながら職場</p> <p>じっしゅう じっし きゅうしよくかつどう しえん じっし しょくば 実習の実施や、求職活動の支援の実施、職場</p> <p>ていちゃく ため しえん おこな 定着の為の支援を行います。</p>
<p>せいさんかつどう 生産活動</p>	<p>せいさんかつどう きかい ていきょう 生産活動の機会を提供します。</p> <p>①ビルクリーナー ②その他の生産活動</p> <p>ちんぎん しはらい <貸金の支払></p> <p>じょうきせいさんかつどう じぎょうしゅうにゆう ひつようけいひ 上記生産活動における事業収入から必要経費を</p> <p>さ ひ がく そうとう きんがく ちんぎん せいさん 差し引いた額に相当する金額を貸金として、生産</p> <p>かつどう じゅうじ りようしゃ しはらい 活動に従事している利用者に支払います。</p>
<p>ほうもんしえん 訪問支援</p>	<p>じょうじ りよう りようしゃ しんしん 常時サービスを利用している利用者が、心身の</p> <p>じょうきょう へんか かいじょうれんぞく りよう 状況の変化により、5日以上連続して利用がな</p> <p>ばあい きょたく ほうもん りようじょうきょう かくにん かった場合は居宅を訪問して利用状況を確認</p> <p>つき かい げんど どうい うえ しえん おこな し、月2回を限度として同意の上で支援を行います。</p>

<p>けんこうかんり 健康管理</p>	<p>ひつようじ 必要時のバイタルチェックや投薬その他必要な かんり きろく おこな 管理、記録を行います。協力医療機関を通じて けんこうほじ 健康保持のための適切な支援を行います。</p>
<p>そうげい 送迎サービス</p>	<p>じしゅつうきん で き ばあい きぼう そうげい おこな 自主通勤が出来ない場合、希望により送迎を行います。</p>

(2) 訓練等給付費対象外サービス内容

<p>サービスの種類</p>	<p>サービスの内容</p>	<p>金額</p>
<p>しょくじ 食事サービス</p>	<p>きぼう えいよう しこう はいりよ しょくじ ・希望により、栄養や嗜好に配慮した食事を ていきよう 提供します。 けいやくしょ きゅうしょくていきよう ようひ ・契約書にて給食提供の要否について かくにん おこな 確認を行います。</p>	<p>400円 (1食)</p>
<p>せいさんかつどうとう 生産活動等</p>	<p>せいさんかつどう よう ひよう ふたん いただ 生産活動に要する費用で、負担して頂くこ とが適当であるものに係る費用を頂きます。</p>	<p>じっぴ 実費</p>
<p>しゅうろう む 就労に向けての しえん ひつよう しょけいひ 支援に必要な諸経費</p>	<p>しゅうろう じっしゅう むけ しえん ふたん 就労や実習に向けての支援のうち負担し て頂くことが適当であるものに係る費用 を頂きます。</p>	<p>じっぴ 実費</p>
<p>にちじょうせいかつじょうひつよう 日常生活上必要となる しょけいひ 諸経費</p>	<p>りようしゃ にちじょうせいかつひん こうにゆうだいきんとう にちじょう 利用者の日常生活品の購入代金等や日常 生活に要する費用で、負担して頂くことが 適当であるものに係る費用を頂きます。</p>	<p>じっぴ 実費</p>

	きょうようごらくひどう ・教養娯楽費等	
--	------------------------	--

〈サービスの概要〉

すべてのサービスは、「個別支援計画」に基づいて行われます。本事業所のサービス

管理責任者が作成し、利用者の同意をいただきます。尚「個別支援計画」の写し

は利用者へ交付いたします。

7. 利用料金

(1) 訓練等給付費対象サービス内容の料金

訓練等給付費によるサービスを提供した際は、サービス利用料金（厚生労働

大臣の定める額）のうち9割が訓練等給付費の給付対象となります。事業者が

訓練等給付費等の給付を市町村から直接受け取る（代理受領する）場合、

利用者負担分として、サービス利用料金全体の1割の額を事業者にお支払いた

だきます。（定率負担または利用者負担額といいます）

なお、定率負担または利用者負担額の軽減等が適用される場合は、この限りで

はありません。障害福祉サービス受給者証をご確認ください。

(2) 訓練等給付費対象外サービス内容の料金

上記「6. サービス提供の内容（2）訓練等給付費対象外サービス内容」

の項目をご参照ください。

○利用負担額【訓練給付費支給対象】*利用者負担は要した費用の1割。

にち 1日あたりの料金	きんがく 金額	びこう 備考
①就労継続支援A型サービス費（I）	5,940円	職員配置基準7.5：1以上 平均労働時間等7項目による総合評価 実施とするスコア方式に応じて
②初期加算	300円	利用開始日から起算して30日以内
③利用者負担上限額管理加算	1,500円	事業所が利用者負担額合計額の管理をした場合
④食事提供体制加算	300円	収入が一定額以下の利用者に対し 事業所が食事を提供した場合
⑤福祉専門職員配置等加算（I）	150円	介護福祉士等の有資格者が35%以上
⑥欠席時対応加算	940円	直前の利用キャンセル時、月4回まで
⑦福祉・介護職員処遇改善加算	9.6%	福祉・介護職員等の賃金改善等を実施している 「キャリアパス要件」および「職場改善環境等要件」を満たしている

(3) サービス利用の取り消し料金

利用者がサービス利用の取り消し（キャンセル）する場合は、利用予定日の

当日10時00分までに当事業所までお申し出ください。

尚、サービス利用日の前日までに申出のない場合は、キャンセル料を頂く

ばあい
場合があります。

キャンセル料 (食事の実費相当額) 1日あたり	400円
-------------------------	------

(4) 利用料金のお支払方法

ぜんき
前記 (1) (2) (3) の料金は 1ヶ月ごとに計算し、ご請求しますので、

せいきゅう つき まつじつ い か ほうほう おしはらいくだ
請求した月の末日までに以下のいずれかの方法でお支払い下さい。

① 当事業所窓口での現金支払い

② 金融機関口座からの口座振替

8. 利用者の記録及び情報の管理等

(1) 事業者は、法令に基づいて利用者の記録及び情報を適切に管理し、

りようしゃ もと おう ないよう かいじ きろく お よじょうほう
利用者の求めに応じてその内容を開示します。また、記録及び情報につ

いては契約の終了後5年間保管します。

(2) 利用者の個人情報については、個人情報保護法にそった対応を行います

ただ、サービス提供を行う上での他事業所及び医療機関等との連絡

ちょうせい しちょうそんおよ かんけいきかん じょうほうていきょう ようせい ばあい りようしゃ
調整や市町村及び関係機関に情報提供を要請された場合は利用者の

どうい こじんじょうほうしようどういしょ もと じょうほうていきょう いた
同意 (「個人情報使用同意書」による) に基づき情報提供を致します。

9. 緊急時の対応

利用者の病状急変等の緊急時には、速やかに医療機関への連絡等を行います。

<p>利用者のかかりつけ医療機関</p>	<p>医療機関名： 診療科： 主治医： 所在地： 電話番号：</p>
<p>緊急連絡先 ①</p>	<p>住所： 電話番号： 氏名： 続柄：</p>
<p>緊急連絡先 ②</p>	<p>住所： 電話番号： 氏名： 続柄：</p>

10. 事故発生時の対応

サービスの提供により事故が発生した場合は、市町村、利用者の家族に連絡を行うと共に、必要な措置を講じます。その際、病院受診にかかる費用については、利用者にご負担していただきます。

また、サービスの提供にあたり当事業所の過失により利用者の生命・身体・

財産に損害を与えた場合は、当事業所がその損害を賠償します。

11. 衛生管理等

感染症及び食中毒の発生予防及びまん延防止のための指針を整備し、対策

を検討する委員会を開催し、その結果について従業者に周知徹底を行います。

また、研修及び訓練を定期的実施します。

12. 提供するサービスの第三者評価の実施

第三者評価を実施した場合、評価について公表します。

実施の有無	あり・ なし
実施した直近の年月日	
実施した評価機関の名称	
評価結果の開示状況	

13. 要望・苦情に関する相談窓口

当事業所苦情	窓口担当者 福田昌美・中村亜希子
ご利用相談窓口	ご利用時間 8:30~ 17:15
	電話番号 0857-28-5741
	担当者が不在の場合は、事業所事務所までお申し出 ください。

だいさんしゃいいん 第三者委員	きのしたしゅんじ 木下俊児	でんわばんごう 電話番号 0857-31-3581
		こやまにしちくこうみんかん 湖山西地区公民館
	はらだとくえ 原田徳恵	でんわばんごう 電話番号 0857-59-0585
		とっとりけんりつはくとようごがっこう 鳥取県立白兔養護学校
たくじょうまどぐち その他苦情窓口	しゃかいふくしほうじんとっとりふくしかい ほうじんほんぶ ・社会福祉法人鳥取福祉会 法人本部 でんわばんごう 電話番号 0857-51-7272 しゃかいふくしほうじんとっとりけんしゃかいふくしきょうぎかい ・社会福祉法人鳥取県社会福祉協議会 とっとりけんふくし うんえいてきせいはいんかい 鳥取県福祉サービス運営適正化委員会 でんわばんごう 電話番号 0857-59-6335	

14. ぎやくたいぼうし たいおう 虐待防止への対応

ぎやくたい ぼうし ししん せいび たいさく けんとう いいんかい ていきてき かいさい
虐待の防止のための指針を整備し、対策を検討する委員会を定期的に開催し、

けっか しょくいん しゅうちてつてい ぎやくたい ぼうし けんしゅう
その結果について職員に周知徹底します。また、虐待の防止のための研修

ていきてき じっし ぎやくたい ぼうし たんとうしゃ せんてい
を定期的に実施します。また、虐待の防止のための担当者を選定します。

とうじぎょうしょぎやくたい 当事業所虐待	ぎやくたいそうだんうけつけたんとうしゃ ふくだまきみ なかむら あきこ ・虐待相談受付担当者 福田昌美・中村亜希子
りようそうだんまどぐち ご利用相談窓口	りようじかん でんわばんごう ・ご利用時間 8:30~17:15 ・電話番号0857-28-5741

15. しんたいこうそくとう てきせいか 身体拘束等の適正化

え ばあい のぞ しんたいこうそく おこな え じょうきょう
やむを得ない場合を除き身体的拘束は行いません。やむを得ない状況が

はっせい ばあい たいようおよ じかん りようしゃ しんしん じょうきょうなら りゆう
発生した場合には、その態様及び時間、利用者の心身の状況並びに理由に

つきろく
ついて記録します。

16. 協力医療機関

いりょうきかん めいしょう 医療機関の名称	いりょうほうじんしゃだん おさきびょういん 医療法人社団 尾崎病院	い いんちやうめい 医院長名	すずき としろう 鱸 俊朗
しょ ざい ち 所在地	とっとりけんとっとりしこやまちょうきた ちょうめ 鳥取県鳥取市湖山町北2丁目555		
でん はなし ばん ごう 電話番号	0857-28-6616		
しん りやう か 診療科	ないか げか せいけいげか ひふか 内科 外科 整形外科 皮膚科 のうしんけいげか とうにやうびやうないか 脳神経外科 糖尿病内科	にゅう いん せつ び 入院設備	あり 有

17. 非常災害時の対策

ひじやうじ たいおう 非常時の対応	べつと さだ ひなんかくほけいかく たいおう 別途に定める、避難確保計画により対応いたします。		
へいじ くんれん 平時の訓練	べつと さだ ひなんかくほけいかく のつと ねん かい ひなん ぼうさい 別途に定める、避難確保計画に則り、年2回、避難・防災 くんれん りやうしゃ かた さんか じっし 訓練を、利用者の方も参加して実施します。		
ぼうさいせつび 防災設備	じどうかさいほうちき 自動火災報知機	ゆうどうとう 誘導灯	も けいほうき ガス漏れ警報器
ほけんかにゆう 保険加入	じ こ さいがい そな そんがいばいしょうほけん かにゆう 事故・災害に備えて、損害賠償保険に加入しています。		

18. 事業継続計画の策定等

かんせんしょう ひじやうさいがい はっせいじ りやうしゃ たい ていきやう
感染症や非常災害の発生時において、利用者に対するサービス提供を

けいぞくてき じっし ひじやうじ たいせい そうき ぎやうむさいかい は か ぎやうむけいぞく
継続的に実施するため、非常時の体制で早期の業務再開を図るため業務継続

けいかく さくてい じゅうぎやうしゃ しゅうち おこな ひつやう けんしゅう お よくんれん
計画を策定し、従業者に周知を行うとともに、必要な研修及び訓練を

ていきてき おこな ぎやうむけいぞくけいかく ていきてき みなお ひつやう おう へんこう
定期的に行います。また、業務継続計画は定期的に見直し必要に応じて変更

おこな
を行います。

19. 当事業所ご利用の際に留意いただく事項

<p>しょう しやいがい もの こよう 障がい者以外の者の雇用</p>	<p>せいさんかつどう さぎよういん しょうがいしやいがい もの 生産活動における作業員として障害者以外の者の こよう ばあい 雇用をする場合があります。</p>
<p>せつび きぐ りよう 設備・器具の利用</p>	<p>じぎょうしよない せつび きぐ ほんらい ようほう 事業所内の設備、器具は本来の用法にしたがってご りよう 利用ください。これに反したご利用により破損が しょう ばあい ばいしょう 生じた場合、賠償していただくことがあります。</p>
<p>きつ えん 喫煙</p>	<p>ぜんかんきんえん おくがい きつえんじよ 全館禁煙です。屋外に喫煙所があります。</p>
<p>きちようひん かんり 貴重品の管理</p>	<p>きちようひん りようしや せきにん かんり 貴重品は、利用者の責任において管理していただき ます。自己管理のできない利用者につきましては きちようひん しせつ も こ ねが 貴重品を施設に持ち込まないようお願いいたします。</p>
<p>ハラスメント</p>	<p>てきせつ さーびす ていきよう かくほ さーびす 適切なサービス提供を確保するため、サービス ていきようちゆう おこなわれるゆうえつてき かんけい はいけい 提供中に行われる優越的な関係を背景とした げんどう いちじるしいめいわくこうい おひかえください 言動、著しい迷惑行為はお控え下さい。</p>
<p>しゅうきょうかつどう せいじかつどう 宗教活動・政治活動、 えいりかつどう 営利活動</p>	<p>りようしや しそウ しんこう じゆう た りようしや たい 利用者の思想、信仰は自由ですが、他の利用者に対 しゅうきょうかつどう せいじかつどうおよ えいりかつどう えんりよ する宗教活動、政治活動及び営利活動はご遠慮く ださい。</p>

していしょうがいしやふくし しゅうろうけいぞくしえん えいがた ていきょう およりよう かいし さい
指定障害者福祉サービス就労継続支援（A型）の提供及び利用の開始の際

ほんしょめん もと じゅうようじこう せつめい おこな けっか つぎ どうい いただ
し、本書面に基づき重要事項の説明を行いました結果、次のとおり同意を頂

ほんしょめん こうふ
きましたので本書面を交付しました。

令和 年 月 日

事業所名：うぶみ苑多機能型事業所

職名：

氏名： 印

私は、本書面に基^{もと}づいて事業者^{じぎょうしゃ}から指定障害福祉サービス就労継続支援^{しゅうろうけいぞくしえん}

(A型)の提供^{ていきょう}及び利用^{りよう}について重要事項^{じゅうようじこう}の説明^{せつめい}を受け、同意^{どうい}しました。

令和 年 月 日

【利用者^{りようしゃ}】

住所：

氏名： 印

※代筆理由^{だいひつりゆう}

令和 年 月 日

【連帯保証人^{れんたいほしょうにん}】

住所：

氏名： 印

つづき
続

がら
柄：